

# 仙北市景観計画と景観条例が制定されました。

景観への影響が大きい一定規模以上の行為は、景観法に基づき届出が必要で

## 景観づくりの目標

### 歴史と文化、自然、ひとが織り成す美しいふるさと、仙北

#### 基本方針

- ▶ 雄大な「ふるさと景観」を守り、育む
- ▶ 交流と魅力を創造する「仙北の顔」づくり
- ▶ 誇りと愛着を感じ、四季を感じる暮らしの景観づくり
- ▶ 景観をみんなで守り・育てる「協働」の景観づくり

凡例	
—	新幹線・鉄道
■	自然・田園系景観区域
■	市街地系景観区域



景観計画とは、景観行政団体（秋田県や仙北市など）が策定する良好な景観の形成に関する計画です。景観形成の方針や、新築や増築などを行う場合の基準（色彩、高さ、形態意匠、材料など）などが定められています。仙北市は、平成21年10月に景観法に基づく景観行政団体となり、仙北市の美しい景観を守り育てるため、景

観計画の策定に取り組んできました。策定にあたっては、弘前大学の北原啓司教授を委員長とした仙北市景観計画策定委員会を中心に検討を進め、去る3月に仙北市都市計画審議会から承認をいただき、このたび、6月の市議会において、景観条例が可決されました。これまで、「秋田県の景観を守る

条例」に基づき届出事務を行ってきましたが、平成28年1月1日からは、仙北市の地域性を活かした独自の景観計画、景観条例により、周辺景観に与える影響の大きい一定規模以上の建築物や工作物などの行為について届出を行ってもらうこととなります。

※景観計画は市ホームページまたは都市整備課（西木庁舎）で閲覧することができます。

#### 景観計画の区域は仙北市全域です

景観法に基づいて、景観形成の施策を展開する区域を、仙北市全体とします。また、市全体を景観類型ごとに森林や田園風景の広がる地域を「自然・田園系景観」として、市街地（住宅地、商業地など）を中心とした景観の広がる地域を「市街地系景観」に区分します。

## 景観形成基準

下表は基準の一部です。基本方針に基づき、地域区分ごとに景観特性や土地利用に配慮した基準を設定していますので、当該行為を基準に適合させてください。

基準	市街地景観の例
高さ、規模	▶ 周辺の景観と調和した高さ、規模とする。
形態意匠、素材	▶ 建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ▶ 長大な壁面を避け、圧迫感や威圧感を軽減する。 ▶ 看板、屋外広告物は建築物や周辺の景観との調和に努める。
色彩	▶ 外壁や屋根を色彩基準に適合させる。 ⇒ 壁面の彩度（マンセル値） 橙6、黄・赤4、その他2以下

## 仙北市景観条例の制定と概要

景観計画とあわせて、「仙北市歴史的景観条例」「仙北市景観保存条例」を改定しました。

景観条例の構成	
目的・基本理念等	
市民・事業者・行政の責務	
仙北市景観計画の策定	
全市レベルの景観誘導	▶ 届出制度を中心とした景観形成 ▶ 公共施設の景観形成
地区レベルの景観誘導	▶ 景観形成重点地区 ▶ 景観地区
景観資源の保全と活用	▶ 景観重要建造物 ▶ 景観重要樹木
市民・事業者による景観形成活動	▶ 景観住民団体 ▶ 景観づくり市民会議 ▶ 景観計画の提案 ▶ ふるさと景観づくり市民協定 ▶ 景観協定
市民・事業者への支援・啓発	▶ 表彰制度 ▶ 景観形成活動への支援
仙北市景観審議会	

## 届出の対象になる行為

景観への影響が大きい一定規模以上の行為は、景観法に基づく届出が必要です。

行為	届出対象
建築物の新築、増築など	▶ 高さが10mまたは建築面積500㎡を超えるもの。
工作物の新築、増築など	▶ 高さ3mを超える門、塀、さく、擁壁など。 ▶ 高さ13mを超える煙突、高架水槽、アーケード類など。 ▶ 高さ20mを超える鉄筋コンクリート柱、電波塔、風車など。 ▶ 高さ13mまたは築造面積1,000㎡を超える製造施設、立体駐車場、ごみ処理施設、太陽光発電施設など。
開発行為土地の形質の変更	▶ 面積が3,000㎡を超えるものや規模が高さ3mを超える法面または擁壁を生じるもの。
屋外における物件の堆積	▶ 高さ1.5mまたは面積500㎡を超えるもの。

## 届出から着手までの流れ

- ① 事前協議※
- ② 行為の届出※  
30日以内は工事の着手が不可
- ③ 行為の着手（着手制限の解除）
- ④ 完了届の提出

#### ※不適合の場合

①と②で不適合となった場合は、「景観審議会による審議」のうえ、「勧告・変更命令」が行われます。それでも従わない場合は、氏名等の公表・景観法に基づく罰則規定が適用されます。

問合せ：仙北市建設部都市整備課（西木庁舎）  
☎ 43-2295 FAX 47-2166